

令和8年度E-マウンテンバイク導入・活用支援事業費 補助金募集要項

○ 申込受付及び詳しい事業案内等

愛媛県自転車新文化推進協会
(事務局：愛媛県観光スポーツ文化部自転車新文化推進課企画推進グループ)
〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
TEL 089-912-2234 FAX 089-912-2256
E-mail jitenshashinbunka@pref.ehime.lg.jp

本募集要項及び申込みに係る様式は、次のホームページからダウンロード
することができます。

<https://www.pref.ehime.jp/page/150211.html>

○ 受付期間

令和8年6月23日（火）～令和8年8月14日（金）17：00

※受付期間内に、持参又は郵送により提出してください。

目 次

1	事業の目的	1 ページ
2	補助対象者	1 ページ
3	補助対象経費	1 ページ
4	補助対象車両	1 ページ
5	補助率	2 ページ
6	補助限度額	2 ページ
7	補助対象期間	2 ページ
8	補助の取消し	2 ページ
9	応募方法	2 ページ
10	募集及び締切	2 ページ
11	採択方法	2 ページ
12	その他応募に係る注意事項	3 ページ
13	補助事業者の義務	3 ページ
14	補助事業実施に係る注意事項	3 ページ
15	補助事業実施の流れ	4 ページ
16	申込受付・問合せ先	4 ページ

1 事業の目的

欧州リゾート地で主体となっているマウンテンバイク導入及び活用に必要な経費について、県内地方公共団体（市町）及び県内に本社又は事業所を有する事業者等を対象に予算の範囲内で補助金を交付することにより、E-マウンテンバイクの取組みを全県下に波及させ、多様なサイクリング環境の形成や国内外からの更なるサイクリング観光需要の喚起を図ります。

2 補助対象者

原則、県内でE-マウンテンバイクを用いたツアー造成、イベント開催等を行っている、又は予定している以下の者とします。

①県内市町（観光協会等の外郭団体、関係団体を含む）

②県内に本社又は事業所を有する法人

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除きます。

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者

②風俗営業等の規制、及び業務の適正化等に関する法律による営業許可を受けた者

③県税に未納がある者

3 補助対象経費

補助対象事業を適切に実施し得るために必要な経費であって、補助対象期間内に支払いが発生し、また、支払いが完了するE-マウンテンバイク導入経費（防犯登録の費用、付属品、TSマーク付帯保険加入費及び消費税を含む。）、及び活用を行う以下の経費とします。

①E-マウンテンバイク購入経費（防犯登録費用、付属品、TSマーク付帯保険加入費等を含む）※1台あたりの補助上限額：200千円/台

②以下の要件をすべて満たす、E-マウンテンバイクを活用したイベント経費
ア 広く一般に開かれたイベントであり、主に県内で実施されるイベントであること。

イ E-マウンテンバイクでの走行が可能なコース、クラスがあるイベントであること。

ただし、

①補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めません。

②事業実施のために直接必要となるものを補助対象経費とします。

③領収書がない等、使途が不明なものについては、補助の対象になりません。

なお、補助対象期間より前に契約や実行したものに対する支払いを、補助対象期間内に行ったとしても、補助対象となりません。

4 補助対象車両

補助対象となる事業（車両）は次の要件をいずれも満たすものとします。

①国家公安委員会（警察庁）において電動アシスト自転車型式認定を受けた製品等、道路交通法の基準に適合したものとする。

②TSマーク付帯保険または、自転車損害賠償保険に加入するものとする。

③自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に基づき、愛媛県公安委員会より

実施団体として指定を受けた、(公社)愛媛県防犯協会連合会、愛媛県自転車商協同組合が防犯登録業務を委託する、自転車販売店で防犯登録をおこなうものとする。

④自転車納品日が交付決定日から令和9年2月26日までの車両であること。

5 補助率

補助対象経費の1/2以内

6 補助限度額

1市町、事業者あたり2,000千円以内

7 補助対象期間

補助金交付決定後、令和9年2月26日まで

8 補助の取消し

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された補助金については、その全部又は一部の返還を求めます。

- ①法令、規則又は本交付要綱に基づく会長の処分又は指示に違反した場合
- ②補助金を他の用途に使用した場合
- ③不正の手段によって補助金の交付を受けた場合
- ④補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- ⑤前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- ⑥補助事業者(その役員を含む。)が、愛媛県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等に該当することとなった場合

9 応募方法

交付申請書(交付要綱様式第1号)及び必要書類を、愛媛県自転車新文化推進協会(愛媛県自転車新文化推進課)まで提出してください。

※市町以外が申請主体となる場合は、所在地を管轄する市町を經由して提出してください。

【提出書類】

- 交付申請書(交付要綱様式第1号)※誓約書、補助事業計画書及び収支予算を含む
- 事業内容を補足する資料
(任意ですが、事業内容を説明するチラシや写真等があれば提出してください。)
- 経費積算の根拠となる見積書等
(見積書やカタログ等で経費の内容が分かるものを提出してください。)

10 募集及び締切

令和8年6月23日(火)～令和8年8月14日(金)17:00

※予算に残額が生じた場合、以降の期間で随時募集予定

11 採択方法

(1) 審査方法

書類審査により、予算の範囲内で会長が決定します。

(2) 審査手順

- ・ 交付申請書及び添付書類による審査を実施します。必要に応じて事業内容等についてヒアリングを行う場合があります。
- ・ 書類上の不備等がある場合には、補正を求めることがあります。

(3) 審査結果の通知等

- ・ 審査結果は、後日文書でお知らせします。
- ・ 採択に当たり、条件を付す場合や補助金交付申請額に対し減額して交付決定する場合があります。

1 2 その他応募に係る注意事項

- (1) 応募された書類等は返却しませんので、予めご了承ください。
- (2) 採択となった場合は、企業名（個人事業主の場合は屋号）を公表することに同意したものとみなします。
- (3) 応募にかかる一切の費用は、応募者自身の負担とさせていただきます。
- (4) 本補助事業は、当該事業の交付申請書を提出されても、必ず採択されるものではありません。

1 3 補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けた方は、次の条件を守らなければなりません。

- ①事業の実施に当たっては、令和8年度E-マウンテンバイク導入・活用支援事業費補助金交付要綱、令和8年度E-マウンテンバイク導入・活用支援事業費補助金交付要領の規定を順守してください。
- ②交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得る必要があります。
- ③補助事業を完了したときは、その日から30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出する必要があります。
- ④補助事業者は、補助事業が完了した後も、取得財産等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図る必要があります。
- ⑤財産処分制限期間内に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。また、当該財産を処分したことによって得た収入の全部又は一部を県に納付しなければなりません。
- ⑥補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内に、財産を処分（廃棄だけでなく、他の用途への変更なども含みます。）する場合には、事前に承認を得る必要があります。また、補助金相当額の全部又は一部を返還していただく場合があります。
- ⑦補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間は保管してください。

1 4 補助事業実施に係る注意事項

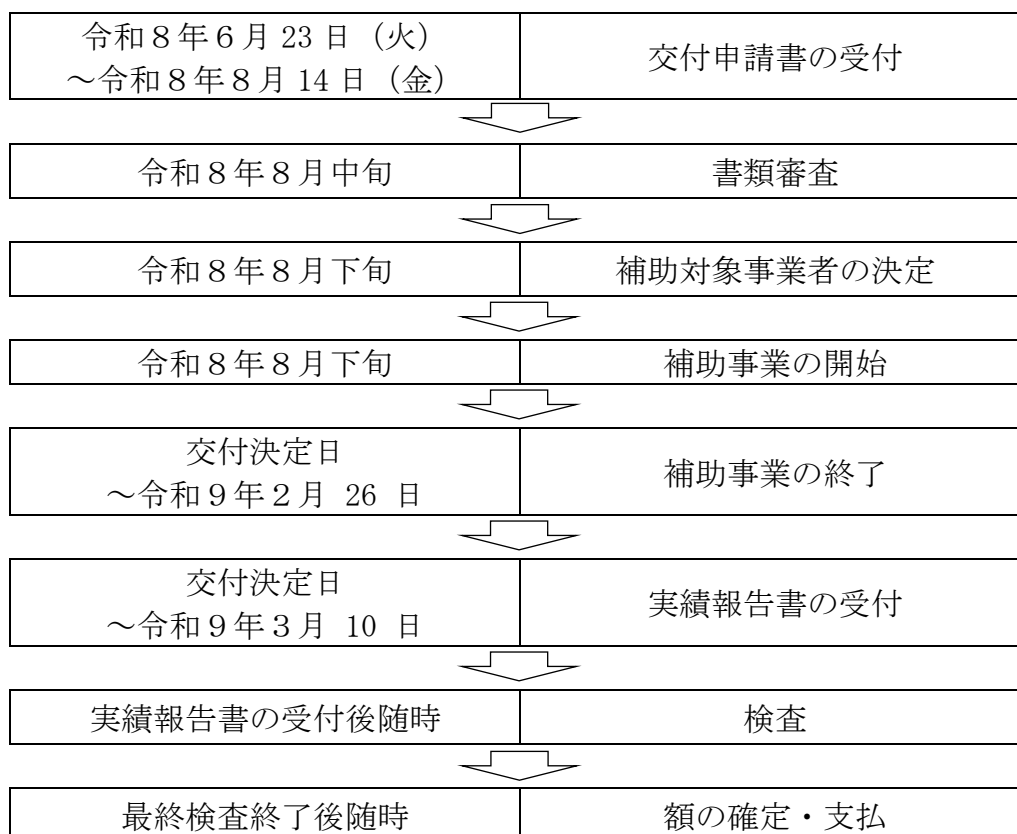
- ①経費の支払実績が領収書等の証拠書類により確認できない場合には、当該経費

は補助対象外となります。購入した物品や、事業の実施状況については、必ず写真を撮影し、添付してください。

②補助金は、補助事業終了後、経費の支払実績を証拠書類等により確認した後に交付します。従って、事業実施にあたっては、補助金相当分の経費を立替払う必要があります。ただし、必要と認められる場合には、概算払いもできますので、相談してください。

③補助金は、その他の収入の合計金額を超えることはできません。補助金が収入を超える場合は、補助対象経費を減額する場合があります。

15 補助事業実施の流れ



(※) 上記の流れは、応募状況等により変更になる場合があります。

16 申込受付・問合せ先

愛媛県自転車新文化推進協会事務局

(愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局自転車新文化推進課企画推進グループ)

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

TEL 089-912-2234 FAX 089-912-2256

E-mail jitenhashinbunka@pref.ehime.lg.jp